

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
で	比企郡吉見町大字万光寺 字芝田二六番一〇地先か ら同郡同町大字万光寺字 三反田三〇八番一地先ま	区 間
一 二 ・ 六 六 〃 二 四 ・ 一 二	一 〇 ・ 一 七 〃 一 二 ・ 六 六	敷地の幅員 (メートル)
	三 二 四 ・ 〇 四	延 長 (メートル)
	交 差 点 整 備 事 業 に よ る	備 考